

令和 6 年度「東京都環境影響評価審議会」第 6 回総会 議事録

■ 日 時 令和 6 年 9 月 30 日（月曜日）午前 10 時 00 分～午前 11 時 39 分

■ 場 所 対面及びオンラインの併用

■ 出席委員

柳会長、奥第一部会長、安立委員、飯泉委員、日下委員、玄委員、小林委員、
高橋委員、羽染委員、速水委員、廣江委員、水本委員、宗方委員、保高委員、
横田委員

■ 議事内容

受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告（９月）

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	(仮称)府中朝日町商業施設計画	令和６年８月２６日
2 事後調査報告書	(仮称)芝浦一丁目建替計画（工事の施行中その１）	令和６年８月９日
	大手町一丁目２地区開発事業（工事の完了後）	令和６年８月９日
	豊洲新市場建設事業（千客万来施設工事の施行中その５）	令和６年８月１５日
3 変 更 届	西東京都市計画道路３・２・６号調布保谷線（西東京市東伏見～北町間）建設事業	令和６年８月２１日
4 着 工 届 （事後調査計画書）	東京都市計画道路都市高速道路第１号線（新京橋連結路）建設事業	令和６年９月１０日
	都市高速鉄道第７号線品川～白金高輪間建設事業	令和６年９月１１日

令和 6 年度
「東京都環境影響評価審議会」
第 6 回総会
速 記 録

令和 6 年 9 月 30 日（月）
対面及びオンライン併用

(午前10時00分 開会)

○石井アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、東京都環境影響評価審議会総会に御出席いただきありがとうございます。

本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員21名のうち15名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、これより令和6年度第6回総会の開催をお願いいたします。

○柳会長 分かりました。皆さん、おはようございます。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。

なお、本会議の傍聴は、ウェブ上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入室)

○石井アセスメント担当課長 傍聴人の方が入場されました。

○柳会長 ただいまから、令和6年度東京都環境影響評価審議会第6回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、受理報告を受けることといたします。

それでは、受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 それでは、受理関係について御報告いたします。

お手元の資料1を御覧ください。

9月の受理報告は、環境影響調査報告計画書1件、事後調査報告書3件、変更届1件、事後調査計画書2件を受理しております。

区分、対象事業名称及び受理年月日については、資料を御確認ください。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、初めに、「(仮称)府中朝日町商業施設計画」環境影響評価調査計画書の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。

初めに、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

○柳会長 それでは、諮問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。御準備ができましたら、説明をお願いいたします。

なお、説明される事業者の方は冒頭で自己紹介をしていただき、併せて他の出席者についても御紹介ください。その上で御説明をお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○事業者 今回のアセスメントを担当しております株式会社エスパシオコンサルタントと申します。よろしくお願いいたします。

○事業者 三井不動産と申します。

もう1人同席しております。

よろしくお願いいたします。

○事業者 それでは、説明いたします。

お手元の調査計画書に沿って説明いたします。

まず、1ページ目を御覧ください。

今回、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所、所在地等を記載しています。事業者の名称が三井不動産株式会社になります。

対象事業の名称及び種類ですが、今回、名称としましては、「（仮称）府中朝日町商業施設計画」となります。

アセスの対象事業の種類としましては、自動車駐車場の設置、1,000台以上の設置となります。

下のほうの表に今回の事業内容の概略を示しております。

計画地の敷地面積が約39,800㎡、建物の概要としましては店舗と駐車場、大きさとしては地上5階建ての建物になる予定です。

延べ床面積が約116,800㎡、店舗面積が約45,000㎡となっております。

建物の最高高さが、今回5階建てと言いましたが約28mになります。

駐車場台数としましては、1,650台を予定しております。

工事期間は、2027年3月から2029年4月、約26か月間を予定しております。

供用開始は、2029年の5月を予定しております。

続きまして、2ページを御覧ください。

今回の対象事業の目的としましては、今回の事業地は、府中、調布の基地跡地に位置しておりますので、近くに住宅とか、南側には東京外国語大学があるような地域で、この地域は多磨駅東地区地区計画に該当しておりまして、そこの計画に沿った形の計画としております。

続きまして、3ページを御覧ください。

めくっていただいて5ページが分かりやすいと思いますが、5ページに計画地を示して

おりまして、先ほど申しましたように、南側に東京外国語大学があつて、東側に武蔵の森公園、都立の公園があります。

北側は住宅街になっていまして、低層の住宅街が広がっているような地域になります。

西側は多磨駅がありますが、道路を挟んでちょっと高めの住宅とか、マンションとか、戸建ての住宅とか、その奥に多磨駅があるといったところになります。

多磨駅のさらに北西側には大きな多磨霊園が広がっているという地域になっております。

続きまして、7ページを御覧ください。建築計画です。

用途地域は、あとで資料がありますが、近隣商業地域、あと北側の一部が第一種低層住居専用地域となっております。

先ほど申しました内容になっております。

8ページ目に今回の平面図、建物配置図を記載しておりますが、今回、敷地が北側と、あと南側一部に小さい敷地がございますので、この2つの敷地で構成されております。メインは北側の敷地になります。

北側の敷地に、ここは全て道路に面している地域ですので、何かしらの出入口を計画しております。当然、渋滞対策とかありますので、そういったものを鑑みながら計画をしているといったところになります。

緑化につきましても周辺を緑化するとともに、屋上緑化についても検討してございます。

続きまして、15ページを御確認ください。

15ページに建物の立面図を記載していますが、最高高さが28mで、5階の駐車場高さとしては25mになります。

続きまして、17ページを御覧ください。

駐車場計画になります。駐車場計画は、基本的には地上4階と屋上に、自走式の立体駐車場を設けるといったところになります。

動線計画は次の18ページに記載してございまして、各方向から入庫、あと北側以外は出庫もできるような形になります。

19ページ、熱源計画については、電気又は都市ガスを想定しています。

あとは緑化計画につきましても、各条例等がありますので、その条例を満たす緑化を検討してございます。

20ページを御確認ください。工事工程になります。

工事は今回、今年の10月からになりますので、来月からアセスの手続にかからない範囲で

の埋蔵文化財調査を進めていきまして、それが結構広い土地なので、2年半ほどかかると。その後、本事業の着工にあたります。26か月ぐらい工事にかかりますので、そのぐらいを見ております。

22ページ目を御覧ください。

事業に至った経緯というところで、令和6年2月に、まちづくり条例に基づく土地利用構想届出書等を提出しておりまして、公聴会としては、都条例の公聴会を令和6年7月、に開催しております。

続きまして、計画地の周辺地域の状況について御説明いたします。

25ページ目を御覧ください。

計画地は、府中市の東側に位置しまして、ちょっと行ったところに調布市がありますので、ほとんど市境のほうに位置するところになります。

先ほど申しましたように、東側には武蔵野の森公園があって、そのさらに向こう側には調布飛行場があるといった地域性になります。

次が都市計画の状況、34ページを御覧ください。

34ページに都市計画がありますが、図面が39ページになります。

39ページの図面を確認いただきますと、計画地の大部分が近隣商業地域になります。北側の一部が低層の住居専用地域になりまして、さらに道路から先、北側は低層の住居地域が広がっているような状況になります。

40ページを御覧ください。

周辺の小学校とか中学校とか、学校施設になりますが、一番近いのがやはり南側の大学、東京外国語大学がありますので、東京外国語大学が道路に面してさらに向こう側にあるといったところ。

あと西側には診療施設があって、北側には幼稚園だとか小学校とか、そういったものがある地域になります。

41ページ目に公園の図を示していきまして、1と書いてあるのが武蔵野の森公園です。2は野川公園になります。広い公園が近くに存在するところになります。

続きまして、環境の項目の53ページを御覧ください。

まず、大気質になります。大気質は、54ページに周辺の測定局の位置を示しておりますが、一番近いのが府中市朝日測定局といったところに一般局があります。

その周辺の測定局の結果は、55ページ以降に示していますが、各物質ともに、ほぼ横ば

い傾向、あるいは、減少傾向にあります。

62ページを御覧ください。

大気質に関わる公害苦情の状況について示しておりますが、府中市としては近年、令和2年が66件と多かったのですが、令和4年度については38件になりました。

続きまして、次のページ、63ページに悪臭の苦情件数を示していますが、悪臭が一番多くて、府中市50件あります。

次に、64ページから騒音・振動の状況になりますが、この辺は道路騒音と、あと近くに調布飛行場がありますので、調布飛行場の測定結果も併せて記載しております。

公害苦情ですが、府中市が68件で、近年、同じような数字になっているという状況であります。

振動が67ページに記載していきまして、振動の苦情件数は4件になっています。

続きまして、水質の苦情件数を70ページに示していきまして、府中市は最近は苦情は受けていません。

73ページに土壤汚染の公害苦情の件数を記載していますが、これについても近年、苦情件数はないといったところになります。

次に、76ページに地盤沈下に関わる苦情件数がありますが、地盤沈下についても0件となっております。

次に78ページ、地形・地質になりますが、今回、計画地としては人工改変地といった低地に当たるところになります。

ちょっと飛ばしますが、85ページに河川の状況がありまして、河川の図を86ページに記載していますが、野川が北西側から南東側に流れています。

次に、90ページを御確認ください。

生物・生態系になりますが、この周辺はやはり武蔵野の森公園だとか野川公園だとか、そういった緑地がよくある地域です。計画地内は現在、1年に2回ほど除草作業を行っておりますので、いわゆる雑草の草地が生えているような形で、特に自然豊かなところではないのですが、この計画に至る内容においては、緑地の連続性だとか、そういったものを検討していくことになろうと思います。

93ページに動物がありますが、動物は周辺の調査結果としてはまとめていますが、計画地内にはいないような状況になっています。

続きまして、96ページに日影がありますが、今回、北側が第一種低層住居専用地域で、

ほとんどの計画地は近隣商業地域なのですが、ここら辺は入り組んだ日影規制があるところになります。

99ページに電波障害、風環境とありますが、近くに高い建物としては、大学の校舎だとか、さらに南側に警察の建物がありますので、そういったものがここら辺では高いものになります。

続きまして、103ページに史跡・文化財の状況を記載しております。

史跡・文化財としては、今回、105ページに記載していますが、計画地が埋蔵文化財包蔵地に指定されていまして、朝日町遺跡といったところが指定されています。

これは昔河川があったような土地で、おおむね計画地内の北東から南西にかけての下側に、ちょうど川が流れたような跡が残っているところになります。そういったところに遺跡が存在することが今分かっておりますので、先ほど工事の工程で申し上げましたような掘削が予定されている状況になります。

106ページに自然との触れ合い活動の場を示していますが、近くに武蔵野の森公園、あと野川公園、108ページに図面を示していますが、ここら辺は公園に行き来するウォーキングルートみたいなものにもなっていますので、そういったものも近くにあるところになります。

続きまして、7章の115ページの環境影響評価の項目について御説明いたします。

今回選びました項目としては、116ページに記載していますとおり、大気、騒音・振動、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスの11項目を選定しております。

選定していない項目についての理由を119ページに記載していまして、今回こういった駐車場台数1,000台以上の商業施設で、一般的にあるかもしれないと言われているものとか、そういったものも含めて選定しなかった理由を書いています。

まず、悪臭につきましては、一般的な工事ですので、著しい悪臭を及ぼすような工事ではないところと、あと供用時も、飲食店とかそういったものがつきますが、排気についても高所のほうにつけますので、十分拡散して住居系のところには行かないだろうと考えております。

あと、水質汚濁につきましては、工事の施行中につきましては、沈砂槽だとか、そういったもので基準以下にして排出すること、工事完了後につきましては公共下水道に流しますので、公共用水域には流しませんので、選定しないというふうになっております。

土壌汚染につきましては、過去の所有者は財務省が所有しておりまして、そのときに概況調査を実施しておりますが、その時点で汚染土壌は確認されていないということ、工事完了後につきましても、土壌汚染を引き起こすような行為はありませんので、そういったものはありません。

地盤につきましては、地下構造物は今回設置しません。それと、地下水の揚水もありませんので、地盤沈下等はないといったところになります。

この辺は、既存資料でいうと、大体8月の降水期でGL-8mぐらいのところに地下水位があるところですので、そこまで掘削は行いませんので、地下水への影響はないだろうと考えています。

地形・地質につきましては、学術上、景観上に配慮すべき地形・地質がないといったところになりますので、そういうところも選んでいないと。

風環境につきましては、今回、先ほど申しましたように、最高高さが28mで5階建てですので、東京都の技術指針では、選定の目安としては、高さ60m以上という記載がございましたので、そこまで目安には届いていないので、30m程度ですので、選定しないと考えています。

各項目を御説明いたします。

126ページは大気質になります。大気質につきましては、現地調査を行います。一般環境につきましては4期調査しまして、周辺の一般局とどうかとか、そういったものを確認する予定でございます。

予測・評価は130ページにありますが、建設機械の稼働と、工事の完了後ですね。熱源等を計画しておりますので、熱源とか、関連車両の走行、駐車場の走行について予測をするといったところであります。

131ページに騒音・振動がありますが、騒音・振動は計画地内と、134ページの図面がありますが、道路沿道と計画地内につきましても調査を行います。これは基本的に平日、休日ともにやるといったところになります。

あと、地点Aにつきましては、これは低周波音を実施しまして、この地域の低周波がどのくらいあるのかといったところも併せて把握したいと考えています。

予測につきましても、工事中の話と、供用後設備関係と道路の関係についてやる予定になっております。

それと、137ページに水循環とありますが、これは地表面、今回草地から大きく変わり

ますので、そういったものの变化について予測するような形にしております。

あと139ページに生物・生態系がありますが、これは緑の量について、現況がどうかというのと、将来どうなるかということと、あと連続性がどうかといったところも評価をしたいと考えています。

140ページの日影ですが、日影は現地調査としては141ページにあります。魚眼レンズなどを用いて太陽の軌跡を描いていき、日影が出ないのかといったところを、北側は結構低層住居が多いですし、学校とか公園とかもありますので、そういったところでどうかといった評価を行っていきたいと思います。

143ページ、電波障害につきましても、条件としまして、周辺の電波障害が生じる可能性があるといったところについては調査をして、将来どのくらいになるかといったところも予測したいと思います。

145ページ、景観につきましても、調査地点を147ページに記載しておりますが、周辺の人が集まるようなところだとか、周辺の公園だとか、そういったところで調査を行っていきたいと思います。

周りも低層住居が多いので、敷地境界で圧迫感がどうかといったところも予測していきたいと思っております。

148ページに史跡・文化財がありますが、先ほど申しましたように、今回もう文化財が確認されている地域でございますので、それについて調査を行って行って、現況の調査の内容だとか、府中市とのやり取りの内容だとか、そういったものをアセスで示していきたいと考えています。

150ページに自然との触れ合い活動の場があります。近くに武蔵野の森公園がありますので、公園の利用状況だとか、将来、商業施設が建ったあと、どういう利便性があるのかとか、そういったものも予測していきたいと考えています。

廃棄物が153ページにあります。廃棄物は工事中と供用後につきまして、工事中は産業廃棄物だとかそういったものが出ますので、供用後も産業廃棄物と一般廃棄物が出ると思いますから、そういったものを整理していきたいと思います。

155ページの温室効果ガスにつきましては、施設の供用に伴うものとして、温室ガスの排出量削減の程度を予測するという形なので、標準的な施設と、今回、どのくらい、どういったことをやって温室効果ガスを下げるのかといったものも、併せて明らかにして評価書案で示したいと思っております。

最後に、関連地域が156ページに載っています。関係地域はおおむね、景観が近景域と、今回高さが約28mと結構低いので、周辺の影響としては、一番大きいものとしては景観の近景域だろうといったところで、中心から500m程度になりますので、157ページの図に示しますように、今回位置する府中市のエリアと、あと東側の調布市が一部かかるようなエリア、ここで関係地域を想定しております。

あと158ページもありますが、これは関係法令等がありますが、今回、建築基準法と、商業施設ですので大規模小売店舗立地法の申請が必要となります。

説明としては以上になります。

○柳会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について御質問等はございますか。

環境影響評価調査計画書の部会審議は第一部会で審議を行っていただきますが、調査計画書についての部会審議は項目選定及び項目別審議に引き続き、総括審議となります。

そのため、次の部会審議に事業者の方は出席されないので、事業者に対して確認しておかなければならない点がありましたら、質疑応答していただければと思います。

どなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に水本委員、どうぞ。

○水本委員　御説明をありがとうございました。

もう一度同じことの確認になってしまうかもしれませんが、こちらは朝日町遺跡で、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しておりますので、法律的には調査が必要な場所というのは初めから明らかであるということで、その旨御了解いただいているということで、2点お伺いしたいのですが。

1つは、調査はされるような方針であるのと、項目選定にも入れていますが、まずは府中市教育委員会とのやり取りが既に始まっている状態であると、お話からは聞き取れたのですが、それを確認したいという点と。

もう1つ、今年の10月から埋蔵文化財調査ということで、そのあたりでの府中市とのやり取りを、もう少し詳しく説明していただければと思うのですが、よろしくお願いします。

○事業者　三井不動産より御回答差し上げます。

1つ目の件ですが、既に埋蔵文化財については、府中市のふるさと文化財課という埋蔵文化財を担当する課と、この物件について協議を進めております。

この物件は既に埋蔵文化財の試掘調査が過去に行われている物件で、はっきりと埋蔵文

化財があることが既に分かっている敷地になっております。

また、埋蔵文化財の試掘調査の結果から、府中市とも今回の案件について、どの範囲を埋蔵文化財の本掘調査範囲とするかというあたりも既に協議が終わってしまして、実際、府中市から「この範囲を埋蔵文化財の調査範囲とみなさい」という形で、詳しい範囲も指示を受けている状態になっております。

11月から実際着手しますが、それに当たっては、府中市と調査計画書というものをこちらからお出しして、府中市に指導を仰ぎながら調査計画書を少しずつ直していくという作業が、既に完了しておりまして、具体的な調査方法とか調査手順についても、府中市と調整が終わっているという形になっています。

具体的に10月中に、調査計画書について府中市に提出したり、府中市と92条の発掘届というものを出す作業とか、三井不動産、事業者と発掘調査会社と府中市で三者協定というものを書く必要がありますが、そちらも全て10月中に進めていって着手を迎えるという形で、府中市と連携しながら進めております。

以上です。

○水本委員 分かりました。

埋蔵文化財に関する対応については、通常というか、文化財保護法に則した形で担当部局と御相談されているということで、大体把握はいたしまして、それについてはなるほど、納得という部分はあるのですが。

1つお伺いしたいのが、現在アセスにこちらは諮られていて、そうした中で、ある程度確定した開発の内容で、地下が包蔵地を傷める可能性があるからということの記録保存という流れかと思うのですが、三井不動産の中で、アセスで事業計画に対して諮ってという部分と、包蔵地で発掘調査をされるというのは、ある程度開発面積等がはっきりした上で確定した内容をもって、「ここの部分が壊されるから」といったような流れで来るかと思いますが、その辺の整理というのは府中市教育委員会も含めてどのような形になっているのか、もう少し追加でお聞かせください。

○事業者 追加の質問をありがとうございます。

おっしゃるとおり、今後、アセスの手続とか、府中市と開発なり中高層の手続の中で、計画が少しずつ動いていくフェーズにあると認識しています。

ただ、北側敷地で建物が建てられる範囲というのは、地区計画等でほぼ決まっていますので、今時点では、「このあたりに確実に建物が建つだろう」というあたりを府中市に説

明差し上げて、発掘範囲の確定をしております。

ただ、確定と申し上げましても、実際、府中市も今の状況を御認識していますので、このあと、例えば建物が少し広がるとか、今時点ではつくるはずではなかったところに建物の何かを発掘というか、地面をいじるということになった場合には、埋蔵文化財調査をここから2年ほどやることになりますので、その中で少しずつ範囲を微修正しましょうということで、府中市とは相談をしております。

以上です。

○水本委員 分かりました。

地元の教育委員会ということで、そこが一番お詳しいですから、そことの折衝は常にアセスの段階でお願いをしていて、その上で、次に試掘等については、なるべく早い段階で把握するというのが、全体の事業計画とかその辺を含めて大切だなと思っていますので、早い御対応はすごくありがたいことなのですが、しかしながら、やはりある意味こういうものは設計変更が往々にしてあり得ます。どちらかという文化財というのは、壊さないほうがいいということも含めて、確定した地下掘削内容に対して調査をかけるということもまた前提なものですから、そのあたり府中市との連携は既に図られてということなのですが、とても大事なところですよ。要するに、取りあえずこれぐらい掘っておいて、あとからちょっと、そんな気持ちではやっていないのは今の説明でもよく分かりましたが、取りあえずここを掘っておいて、追加計画があったからこうだというのはちょっと困りますよというのは、御承知おきであるということによろしいですね。

確認でお答えいただきたいです。

○事業者 はい、承知しております。

埋蔵文化財、いきなり今回の建物の地下の形に沿って、いきなり「形これだからね」という形で決め打ちで掘っていくというよりは、試掘調査を過去してあるのですが、その試掘調査だけでは埋蔵文化財の入っているエリアが正しく認識し切れていないというところがありますので、まずは敷地に対してどのあたりに埋蔵文化財があるのかというのを部分的に、本調査と言いましたが、どちらかという試掘をもう一度、足りない部分の試掘をしながら、埋蔵文化財のあるところの範囲の確定をしていきます。

施設の計画のほうも進んでまいりますので、それと併せて、おっしゃるとおり、無駄なところを掘ってしまわないようにということを進めていきたいと思います。

以上です。

○水本委員　ありがとうございます。

そうしますと、今の懸念を払拭するために、主体的には府中市を中心としたような範囲確認を行って、その後、ここをもしやったら2年かかるよということで、発掘調査の範囲がどうなるかという予測を含めて試掘的な調査が初期段階では入るといったようなことで、少し整理、理解いたしました。

そうなってくると、試掘調査とか、今の計画では確実にここは試掘をしてというところは、地図上で示せますか。さらに追加で申し訳ないですが。どのあたりをお考えかと。

建物との関係なので、建物の計画のところでいいのかなと思うのですが。予定地の図面の中で、このあたりですよという。

○事業者　建物の図面でいきますと、建物はほぼ正方形な建物を今予定しておりますが、北西4分1ぐらいは、大体4分割して左上の4分の1は、過去の試掘調査で埋蔵文化財がないことがほぼ確定していますので、府中市としても対象にするつもりはないということになっています。

左上を除いた4分の3、こちらについては、埋蔵文化財があるだろうけれども、ないところもあるかもしれないというところですので、そちらの4分の3をまず、試掘を追加で行いながら範囲を確定させていくという流れになっています。

詳細は調査計画書をつくって府中市とやり取りをして、ほぼ出来上がっていますので、本日は資料を画面に映すことはできませんので、改めて御提示させていただくという形でもよろしいでしょうか。

○水本委員　そうですね。ちょっと恐縮ですが、私も短い委員の期間なのですが、その間で経験した中では、少しイレギュラーといいますか、アセスがあって、アセスの流れを受けて、さらに、その間にももちろん「教育委員会とやり取りしてください」という話をいつもするのですが、そこから先にこういう話が展開していくというのは、時系列上では少しイレギュラーな状態がありますので、そのところでお話を追加で改めてお伺いしたいところもございます。

ありがとうございます。大体状況は承知しました。

私の質問は以上です。

○柳会長　それでは、続いて、羽染委員、どうぞ。

○羽染委員　よろしくお願いします。

全体を拝見して、計画の概要が漠としているので、廃棄物に関する項目で3点お伺いし

たいと思います。

1点目は、いわゆる店舗と書いてあるのですが、テナントは何社ぐらいが入って、客数は1日何千人ぐらい見込まれているのか、それから、テナントが何社というのはいつ頃決定するのかというのを教えていただければというのが1点目です。

2点目は、先ほど説明でもありましたが、産業廃棄物と事業系一般廃棄物が出てくるといことで、府中市との、特に事業系一般廃棄物は市町村の焼却場なりに持ち込む可能性がありますので、その辺はどこまで調整が済んでいるのか。いわゆる発生するテナントが確定していない段階で、どの辺まで詰めができていくのかというのを教えてください。それが2点目です。

3点目は、予測・評価の方法として、「類似事例を用います」と書いてあるのですが、この類似事例というのは、どのぐらいの規模で、どのぐらい類似した店舗を参考にして予測されるのか。

以上3点を教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○事業者 まず、1番目のテナント数と客数について御回答差し上げます。

テナント数は、現時点では約140から150ぐらいと想定しておりますが、今後、テナントへの営業活動の中で、1テナントが大きく面積を使うとか、そういったこともございますので、まだ少し変動予想はあるかなと思いますが、想定ということで今のように御回答差し上げます。

客数も、実際に入るテナントによって増減してきますので、類似事例から想定しております。想定人数は、本日時点では御回答できませんので、改めて御回答を差し上げたいと思います。

○羽染委員 はい。駐車場台数が2,000台ぐらいになっているのですが、当然、車で来られる方は何割とかを見込んで、客数を想定するのだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○事業者 駐車場台数が1,700台ぐらいで、ピーク率が大体15%ぐらいと想定しておりますので、1日来る車の数としては大体11,000台から12,000台ぐらいを想定しています。なので、客数としてはそれ掛ける平均例えば3名だとすると、40,000人とか50,000人とか、そのぐらいになると思います。

次に、2番の質問をいただきました。事業系一般廃棄物について府中市とどのぐらい協議されているのか、調整されているのかとありましたが、まだ調査計画書段階ですので、

そこまで府中市とは調整していなくて、今後、評価書案を作成していく段階で、その処理が適切かどうかということは、府中市と協議をしていきたいと考えています。

3番目の予測評価の事例がどうかといったところですが、三井不動産ですので、「ららぽーと」といったブランドでやっている例が多いです。「ららぽーと」の店の数、事業規模もまちまちになりますが、そういった規模でも今回の規模に当てはめて、どのくらいの排出量が適切なのかといったところは評価書案のほうで、ほかの参考にした店舗の規模感も含めて明らかにして示したいと考えております。

以上になります。

○羽染委員 ありがとうございます。

計画の段階では漠という計画案でしようがないのかなと思うのですが、評価書案の段階で「今決まっていないので」という回答が質問すると多いので、決まらないのであれば、今の段階からできるだけ考え方をきちんと整理できるようにしておいていただければと思います。私からの要望です。

○事業者 ありがとうございます。

そこに関しては、確かに規模、例えばテナントがどういったものが排出量が多いのかとか、そういったものも分かると思いますので、本当に決まっていないのであれば安全側の予測といったところも視野に入れて検討したいと考えます。よろしくお願いします。

○羽染委員 そうですね。安全側の予測でやっていただかないと、アセスがやり直しという可能性がありますので、よろしくお願いします。

○事業者 はい。よろしくお願いします。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、横田委員、お願いします。

○横田委員 生物・生態系を供用段階で項目選定をいただいているのですが、その根拠をもう一度御説明いただきたいと思いました。というのも、動植物を調査しないことを前提に項目選定されているということの理由がよく分からなかったなので、教えていただければと思います。

○事業者 理由につきましては、117ページに選定した理由と選定していない理由を混在して書かせていただきましたが、117ページの表7.1-2（1）で、今回、計画地内で現在草刈りを年に2回実施しておりまして、基本的に貴重な動植物の生息域にはなっていないといったところで、今回選定はしておりません。

ただ、周辺に武蔵の森公園とかもありますので、そこの緑の量がどうかといった、連続

性という観点から、適切かどうかといったところを選定させていただきました。

現在、確かに、先生が言われるように、本当にこの計画地内に希少種がないのかどうかは、事前に調査をさせていただきまして、例えば鳥の採餌場になっていないとか、そういったものを含めて、1回今年の春先にも調査していますので、その時点ではいなかったといったこと。

あと、植物に関しても夏に調査をしていますが、希少なものは特におりませんでしたので、調査計画書に入れるかどうかというのもあるのですが、そういったものは確認させていただいております。

以上です。

○横田委員 もしそのような確認されていて、今後調査する必要があるという判断であれば、項目選定から外すのがよろしいのではないかと、私は考えた次第です。

連続性がもし懸案となるような生物が既にいるのであれば、やはり動物の移動経路なり何なりを調査していただくのが前提となるのが調査計画書でありますので、現在の情報をもってそういった影響が想定できないということであれば、むしろそれは現時点できちんと判断していただいて、項目選定しないということをきちんと根拠とともに言っていただくのが適切ではないかなと思います。

量や連続性に関しては、おそらく、アセスの手続では、配慮中段階といいますか、前の段階に入るべきことだと思いますので、それをもって準備書というのは、水準としては生物・生態系について満たしていないのではないかと考えるところです。

○事業者 分かりました。その辺は、取扱いも含めて、東京都と併せて確認したいと思います。

○横田委員 よろしく願いいたします。

○柳会長 それでは、安立委員、お願いします。

○安立委員 今の横田委員とのやり取りを聞かせていただいて、私も横田先生に同意するのですが、例えば、この計画書の139ページにあります生物・生態系のところで、調査項目に緑の量とあります。緑の量だけなら、やらなくてもいいのではないかと思います。

隣の武蔵野の森公園との連続性を配慮すると書いてあるなら、まず武蔵野の森公園の植生を調査すべきですし、その結果を反映して、どういう樹種をこの敷地内に配置していくかということをきちんと計画していただきたいのですが、ただ緑の量を調べて、どういう結果を導き出して、どういう配置にするのかというのが、ちょっと私の中でイメージで

きないので、そういう「緑に配慮していますよ」だけのポーズを取るぐらいでしたら、これは選定項目から外してもいいのではないかと私も思います。

以上コメントです。よろしくお願いします。

○事業者 ありがとうございます。

実際、確かに先生のおっしゃられるとおりで、武蔵野の森公園の樹種の連続性とかというわけではなく、樹木をどちらかというとな景観的なイメージで私どもも捉えていた節もありますので、その辺を先生の考え方とかを適切にうちのほうでも確認しまして、今後決めたいと思います。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 よろしく願いいたします。

2点お尋ねしたいのですが。

まず1点目として、17ページに発生集中交通量の予測というのが出ています。このページの真ん中あたりです。

この辺の人口等から考えて、大体13,000台弱／日を想定しているということなのですが、この13,000弱というのは、純増分なのか、あるいは、現状のものと合わせてこれぐらいになるのか、どちらなのかを教えてください。お願いします。

○事業者 エスパシオコンサルタントから回答させていただきます。

こちらの発生交通量については、地域交通自体はアセスに評価はないのですが、大規模小売店舗立地法の指針式から、商業施設ですので、その店舗面積とか、人口の値、あと用途地域に基づいて値が決定しますので、その値を出しております。

なので、発生交通量としては、現況プラス発生交通量、純増分を乗せた上での台数の記載になっております。

○高橋委員 なるほど。純増分で1日13,000台弱ということですね。分かりました。

○事業者 計算上あくまでそうなるというところです。

○高橋委員 もちろん計算上でいいのですが。

そうすると、30ページの表6.1.3-1(1)のところに、現状の交通量の状況が出ています。この表ですね。これは、計画地に一番近いところ、例えば6番を見ると、現状で24時間で大体11,000台ぐらいとなっています。

先ほど13,000台弱純増するとすると、これは倍以上になって、もちろんいろいろな部分に交通量が分散するので6番のところで、それだけを入れていることではないのですが、

かなり交通量が増えてしまうということになるのですが、そういう理解で正しいでしょうか。確認させてください。

○事業者 交通量自体は、商業施設ですので当然増えますので、そういう理解で大丈夫です。

○高橋委員 分かりました。

そうすると、交通に伴う騒音・振動をきちんと予測評価していただくのはもちろんですが、渋滞対策というのがひょっとすると必要になってくるかもしれないので、その点に御留意いただければと思います。

もう1点お尋ねしたいのですが、騒音・振動を項目選定した理由のところ、117ページを見ると、低周波音というのも評価の事項として選定されていて、その理由というのが、「設備の冷却塔等の稼働に伴う低周波音が予測される」となっているのですが、低周波音を出す可能性のある設備、冷却塔等に関してあまり詳しい説明がなかったと思うのですが、これは今後どこかで、例えば環境影響評価書案の段階ではどういう設備が何台ぐらい設置されるというような情報を公開されるのでしょうか。

○事業者 評価書案の段階では、全て、室外機とか、冷却塔があれば冷却塔とか、今コジェネとかも検討はしている段階ですので、そういったものもあればコジェネとか、こういった規模のものが入るとか、そういった仕様のなものは全て明らかにしたいと思っています。

○高橋委員 分かりました。

予測・評価とちゃんと対照できるように、そういうふうにしていただければありがたいと思います。

以上です。

○柳会長 それでは、玄委員、お願いします。

○玄委員 まず、98ページを見せていただけないでしょうか。

こちらの図から見ると、計画地の北西側で見ると、薄い緑、ピンク色、あとは緑の色が混ざっているところがあります。

そこで、土地利用別で色を塗って基準を表していると思うのですが、特に境界の面に、例えば配慮すべき幼稚園や保育園があると、この地点についても調査する必要があるのではないかと考えています。

40ページのところを見ると、3つの色が混ざっているところが、幼稚園があるように見えます。地図上で見ているので確定できないですが、これがどの土地利用に含まれるかによって評価する、日影調査が変わると思っているのですね。

なので、今回は、日影調査を行う上で、計画地のすぐ北側を対象として調査するのはよいと思うのですが、場合によっては土地利用が変わるところのすぐ近くで、具体的にどういところに入るのかというところがよく確認できない場合であれば、現地調査も含めて、もし日影調査を追加でやる必要があるならば、その調査をもっと詳細に行っていただきたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

○事業者 御意見ありがとうございます。

今、141ページのほうで、日影に係る調査地点を示していますが、基本的には、北側は低層住居と、あと幼稚園とか小学校とかがありますので、そういったところでは調査は行うといったところになります。

もしほかに必要な地点とかがあれば追加でやりますが、基本的に我々の考えとしては、最寄りの民家、今回は民家1、2、3とありますが、そういったところである程度どのくらいの影響があるのかと。その影響がもし出た場合に、どこまでの範囲が影響なのかといったところは全て明らかにしたいと思いますので、予測結果としては範囲、何時から何時まで日影になるだとか、そういったものは基本的に調べたいと思います。

調べ方としても、法規制の高さもありますが、基本的には地表面の0mの高さも併せて示したいと考えておりますので、予測としては以上の方法になります。

○玄委員 私が話したかったところは、こちらの民家1、2、3は今のとおりでいいと思うのですが、98ページのところ、もう一度戻っていただけないですか。

気になっているところは、オレンジ色で分けているところ、その近くです。その近くに、例えば左側の薄い緑か、右側の濃い緑かによって、日影規制が変わるのですね。

評価する方法が変わるので、この境目のどこかで、例えば幼稚園とかがあったりすると、評価、右側か左側で、左側にすべきもので幼稚園があったら、それも追加していただきたいということでもあります。

今、40ページのほうを見ると、近くに幼稚園が見えるようになっているのですね。先ほどちょっと違って、40ページを見ていただけないですか。地図でははっきりとは分らないのですが、幼稚園があるようなのですね。

なので、これが、今こちらで正しい場所かは分からないので、もしかしたら左側、もしくは右側になると思うので、こちらのところを実際の状況に基づいて評価していただきたいということです。

○事業者 先生のおっしゃることは分かりました。

規制が変わるところと変わり目のところがどうかといったところに、地点を追加させていただきます。この辺は幼稚園がひょっとしたらずれているかもしれませんので、そこは直してまた提示したいと思います。

○玄委員 分かりました。

あとは、これはコメントですが、先ほどの98ページに戻ると、住宅地を第一種と第二種と、それによって色を分けて表しているのですが、全部で4種類あって、全部緑の色で、すごく見づらいですね。

○事業者 分かりました。すみません、色を変えます。

○玄委員 何が何か分かりづらいので、明確な色で表示したほうが確認するときにやりやすいかなと思っています。よろしくお願いします。

○事業者 分かりました。ありがとうございます。

○玄委員 あと、19ページを見せていただけないですか。19ページのところを読んで気になったところがありまして、質問させていただきたいと思っています。

温暖化対策のところで「太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入について検討する」と、最後の行に書いてありますね。今回もし太陽光発電を考えるならば屋上かなと思っているのですが、でも、この計画を見ると、屋上が駐車場になっているのですね。本当にこれはどの程度まで今の段階で検討していらっしゃるかについて、何かあったら教えていただけないですか。

○事業者 回答します。

太陽光については、おっしゃるとおり、屋上も選択肢のうちの一つですし、地上なり壁面も選択肢にはなってくると思います。現時点で太陽光をこの範囲にこの量載せるというところまで検討が進んでいませんので、今後検討させていただきたいと思います。

駐車場、屋上階はエレベーターとかの塔屋とかもありますので、その上とか、その辺詳細に太陽光については今後検討を進めます。

以上です。

○玄委員 分かりました。

そうすると、例えば、今回の計画書ですが、評価書案になったときには、例えばどれくらいの発電量を目指していて、どういうところに太陽光発電、パネルを設置するとか、それとかも見えるでしょうか。

○事業者 設置する場合は、どこに、どのぐらいの容量のものをつけるというふうなものは、

記載したいと思います。

○玄委員 分かりました。以上です。

○柳会長 それでは、廣江委員、どうぞ。

○廣江委員 先ほどの高橋委員の質問とかぶるところがありますが、交通量が倍ぐらいに増えるということで、沿道の測定点は今計画上あるのですが、一般区域がないのはなぜでしょうか。一般区域というのは、例えば道路沿道ではないところでも調査地点がないのはなぜでしょうか。

○事業者 計画地周辺の発生源としては、基本的には道路の影響が大きいので、計画地内もある程度道路から離れた地点に地点を設けて、この地域を代表する一般環境の地点だろうと考えました。

なので、住宅街も、北側の住宅街だとか、そういったところには、現地踏査したところ、そう大きな発生源とかは特にありませんので、基本的には計画地内のものと一緒だろうと捉えまして、計画地内で騒音・振動、低周波音も実施する計画としました。

○廣江委員 分かりました。

疑問に思ったのは、先ほどの高橋委員の2つ目の質問にあった、いわゆる屋上に設備をつける、発生源ができるというところがちょっと気になったのですが。

今、敷地の中で低周波音の発生状況が、あるいは、この周辺の発生状況がないのを確かめるのはいいのですが、実際に物ができて、屋上に何か施設が乗ったときに、そこからの影響が伝搬していったとき、道路沿道以外で測定点を設けていないと、事後的に確かめたり、評価したりすることが難しくなるのではないかなと思ひまして質問させていただきましたが、いかがでしょうか。

○事業者 確かにそうですね。事後調査、おそらく予測としては、北側に限らず、周辺への保全対象に対する予測結果を示す形になります。

その予測結果が事後調査で実際どうだったかということをやりますが、先生がおっしゃられるのは、事前がなく、予測値があつて、事後調査結果があると、本当それが上がったのかどうかよく分からないという話だと思ひれますので、確かにもっともな話だなと思ひていますので。

北側の例えば公園だとか、そういったところに1地点、騒音・振動、低周波音、現況ということで、一般環境を1地点追加させていただいて、アセスをやればいいかなと思ひましたので、そのようにさせていただきたいと思ひます。

○廣江委員 御検討いただければありがたいです。

あともう1つですが、評価項目の中に駐車場からの音というのが入っているのですが、この店舗は基本的に日中だけですよね。

○事業者 そうですね。基本的に日中だけです。

○廣江委員 駐車場の音ですが、その音の影響は学校側にもあったり、あるいは、公園側にもあったりすると思うので、特にやはり住居もそうですが、自然環境を楽しむ人たち、あるいは、学校教育を受けている方たちのことも考慮して、予測を行っていただきたいということの1点と。

あと、高橋委員から次回以降質問があると思いますが、現時点で、例えば冷凍施設などというのは、おそらくずっと屋上施設は稼働し続けるのかなとも思うのですが、もしそこから辺、夜間への影響があるのでしたら、その点についても十分配慮していただければと思います。

以上です。

○事業者 確かに駐車場の影響と施設の設備の影響というのはあります。設備は確かに、冷蔵冷凍施設であれば24時間稼働といったことも想定されますので、機器の発生源の大きさに応じて、あと伝搬に合わせて、例えば壁を設置したりとか、そういったもので対処していくことになるかと思います。

駐車場の利用につきましては、駐車場があるのは4、5、あと屋上階になります。なので、周辺への影響としては、例えば4階、5階を回る車というのは、周囲に例えば腰壁とかありますので、そこまで下のほうには伝搬しないのかなと思っているのですが、例えばスロープとか、スロープはやはり、パワーレベルも大きくなってくる可能性がありますので、そういったところは適切に、上がっていくほうの壁とか、そういったものをどのぐらい適切に設定して、どのくらい下がるかといったものを併せて評価していきたいと思います。

評価基準としては、今回、騒音規制法は大学のところだと用途地域の規制基準マイナス5dBといったものもありますので、そういったものでも評価していくといったところになるかと思います。

あと、駐車場の利用につきましては、あくまで等価騒音レベルで予測することになるかと思っていますので、それが環境基準でいうとどのくらいの値になるのかどうか、さらに、どのくらい事業者として低減できるものなのだろうか、そういったものも併せて示し

たいと考えています。

以上です。

○廣江委員 よろしくお願ひいたします。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、飯泉委員、どうぞ。

○飯泉委員 よろしくお願ひいたします。

水循環の評価項目選定のところで、表面流出を選定されているのですが、表面流出の評価手法ですね。今、現地調査などは全く入っていないくて、文献調査など水循環はされるということなのですが、どのようにされるのかというのを教えていただきたいのと。

野川は国分寺崖線沿いに流れていて、かなり自然が豊かな川なのですが、この野川公園とか工事地よりも下流あたりは、結構洪水の浸水域にハザードマップで川沿いなどは指定されていて、今、雨水の貯留施設をつくったりして、洪水対策にかなり力を入れているのですね。

なので、そういったところでこういう大規模な開発をされるということは、やはりきちんと対策をしないといけない事案だと思いますので、教えていただきたいのが1点です。

あともう1点、地下水を今回は選定されていないのですが、表面流出の関係で地下水も結構重要というのがありますし、地下水を選定しない根拠にされているのが、83から88ページぐらいのところに過去のボーリングデータと地下水位のデータが出ているのですが、地質図なども出ているのですが。

先ほどからのお話で、工事地は旧河道が一部入っているようなお話でしたが、旧河道だと、河道というのは周りのところと全然地質とかが違っていたりしますので、全体的な、地域を代表するような地質の議論だけでここで議論が成り立つのかということとあと、地下水位が、-8mで今回の基礎はそこまで行かないから大丈夫というお話をされているのですが、-8mの根拠にされているデータが1978年のボーリングデータなのですね。

88ページですかね。51467番ですかね。多分調査地に一番近いボーリングデータを使われているのですが、データがかなり古くて、地下水位が本当に今もこの値で議論ができるのかという点と、ほかの周辺の地点のデータを見ると、G L 0 m、地下水位が地表面まで来ているというデータも幾つかあったりして、これのデータだけで本当に地下水位を評価せずに工事を進めていいと言っているのかというのは、大きく疑問に思うのですが、そのあたり御意見を聞かせていただければと思いますが、いかがでしょう。お願ひいたします。

○事業者 ありがとうございます。

まず、どのように評価をするのかという1番目の質問になりますが、今回、確かに計画地内が、現状で草地みたいなところになっています。今後、被覆状況が変わるということで、どのくらい浸透していくのかと、そういった定量的な評価をしようとは思っています。

ただ、先生がおっしゃられるように、洪水地域があって、周辺のもの併せた一体的なものでどうかといったものも、それが確かに評価の最終的な、本当に洪水にならないのかとか、そういったものが本当はすごく大事なことなので、例えば南側の東京外国語大学の開発されたときの事業だとか、そういった近くの資料も多分出てくると思いますので、そういったものも併せて確認させていただいて、最終的な評価としたいと思います。

あと地下水につきましては、確かに1978年と古いという御指摘はありますので、周辺にほかに、ボーリング調査結果とか、最近のものがあれば、そういったものも1回当たってみるような形にしたいと思います。

確かに地下水は今、東京都でいうとなかなかみ上げはないので、だんだん地下水位が上がっている可能性は確かにあるなと思っていますので、それも、東京外国語大とかが建ったときとかの周辺のボーリング結果とか、そういったデータベース等もありますので、そういうものも確認させていただいて、どういう評価に、地下水を選ぶのかどうかといったものも併せてトータル的に、洪水プラス地下水といったところで考えたいと思います。ありがとうございました。

○飯泉委員 地下水は今後御検討していただくというところで分かりました。

あと、雨水のほう、表面流出のほうは、できれば今後、貯留浸透をどのぐらいの量させるとか、そういったデータもお示しいただけるといろいろ具体的で分かりやすく、納得感のあることになるのかなと思うので、ぜひよろしくお願いいたします。

○事業者 はい、分かりました。よろしくお願いします。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、奥委員、どうぞ。

○奥委員 土壤汚染の部分で、72ページと119ページ、119ページは選定しなかった項目とその理由が書いてありますが、ここに「過去の土地所有者の財務省の資料によると」ということが書いてありまして、両方のページに同じことが書いてあるのですが。

出典が特に明記されていないのですが、いつ時点の、どのような調査かということは、これは明らかにできない資料だということですか。

○事業者 これにつきましては、確認させていただいて、明らかにできるかどうかも含めて、いつ行われたのかとも含めて確認したいと思います。

○奥委員 お願いいたします。出典と、できれば調査の結果、中身について確認させていただければと思います。

○事業者 分かりました。

○奥委員 お願いいたします。

○柳会長 私からも質問させていただきたいのですか、塔屋を設けられるのですよね。塔屋の大きさというのは基本的には規定では12m以下となっておりますが、その程度の塔屋の大きさは、特に明示されていないのですが、塔屋はどのぐらいの大きさのものをお考えになっているかということですね。

○事業者 今おっしゃられているのは、屋上につくる塔屋の高さと広さですね。

○柳会長 はい。高さと広さ。

○事業者 高さは、今、屋上階で25mにそもそもなっていて、そこから3mあるかないかとか、そういう高さだと思います。

○柳会長 そうですか。

○事業者 広さとしては、建築面積の8分の1を超えないというところで規制があると思いますので、それは守りつつということで考えております。

○柳会長 分かりました。

それでは、最後に、水本委員、どうぞ。

○水本委員 追加で質問させていただきます。

1つコメントがありまして、先ほど水質の関係でも出ています野川ですが、野川の流域については、史跡・文化財のところでもとても重要なゾーンになっていますので、そのあたりも府中市は重々御承知だと思いますので、できれば本当は三鷹市のほうとも連携していただけるとありがたいのですが、野川流域というのは注意していただきたいエリアであるということを、まずコメントさせていただきます。

その上で、追加で質問ですが。これは史跡・文化財を離れますが、この地図のちょうど南手のほうにスタジアムがありますよね。これで交通量とか施設の稼働について予測される中では、平日とか休日、それから、日中、夜間といろいろな区分が予測評価の中であると思いますが、スタジアムが稼働するような大規模イベントについては、これからいろいろごみの問題とか、交通量の問題とか、騒音・振動とか、いろいろなことに結びつくと思

いますが、そのあたりについては、何か予測といたしますか、リサーチの可能性はあるのかお伺いしたいと思います。

スタジアムと施設の関係性といいますか、予想されている利用者の中にそういうものも折り込まれているのかとか、その辺の感触をお聞かせ願いたいのですが。

○事業者 ありがとうございます。

今、交通に関しては、警察関連の方と協議を進めているのですが、あくまでもやっているのは平均的な計算率において現況の交通量を調査して、それに対して今回の発生量を載せているので、味の素スタジアムでどういうイベントが行われて、イベントの規模によって、例えば年に何回はすごい大規模集客のあるものもあるかと思いますが、一般的にやられているものについては、そこまで大規模でないと思っていますので、平均的な計算率において発生交通量の予測で行っております。

なので、回答としては、イベントの大小については考慮せず今行っています。

○水本委員 おそらく、イベントの種類とかを識別して細かく細かくという意味ではないですが、規模感というか、今の味の素スタジアムでやっているイベントの規模感、何万人のイベントが年に何回程度あってみたいなところは予測しておいたほうが。

スタジアム通りと銘打たれた大型の道路ではなくて、周りの住宅街へのしみ出しとか、そういうことも含めて、少し気になる部分がありますので、もし可能であれば、スタジアムがどういう稼働なのかは簡単な調べでも要るのではないかなということで、それに対する感想をお聞かせいただけると。お願いします。

○事業者 おそらく、既存資料で味の素スタジアムを使う事業者のほうでどのくらいの集客があった、どのくらいの来場者があったとか、台数があったとか、そういったものは調べられると思いますので、そういったものを、予測の前提にするかというのは置いておいて、こういったものもありますよといったところは確認したいと考えています。

それと、今回、廃棄物だとかは、「ららぽーと」はほかのお店もありますので、例えばそういったほかのお店で、近くに大規模集客施設があつて、そのときのごみがどのくらいあったのかとか、もしそういったものも調べられれば調べたいと思っています。

調べられなければごめんなさいになりますが、そういったものも念頭に置きながら調査していきたいと思います。

○水本委員 基本的にはこちらの住宅街、かつ、大学が多く、かつ、緑の多い土地柄というふうに認識しておるのですが、その上で、スタジアムのイベント事に限っては、非常に人

が多くなるという特殊性も出てくるのかと思いますのでお伺いしました。

○柳会長 それでは、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(無し)

○柳会長 それでは、御発言がないようですので、質疑応答を終わりたいと思います。

事業者の皆様、長い時間どうもありがとうございました。事業者の方は退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○石井アセスメント担当課長 それでは、事務局からです。

先ほど環境影響評価調査計画書の概要説明がありました「(仮称)府中朝日町商業施設計画」につきましては、第一部会の委員の皆様に関係する意見照会をお送りさせていただいております。

10月1日まで評価項目の選定などについて御意見をお伺いしておりますので、第一部会の委員の皆様におかれましては、何とぞ御意見をお寄せいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、受理報告を続けます。

8月受理報告に係る助言事項、事業者回答はございません。

9月の受理報告に係る助言事項もございません。

以上となります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、受理報告については以上で終わります。

そのほかに何かございますでしょうか。

○柳会長 水本委員、どうぞ。

○水本委員 これはアセスの質問ですが、先ほどのようにアセスメントの会議を経て、そしてある程度事業計画が定まって、その後に私などの担当するところだと試掘調査が行われて本調査といったような流れが割とよくあるということなのですが、今回、先ほどの話だと、あの1件というよりは、形上は試掘調査のようなものがアセスと並行して行われて、それ自体私はあまり問題はないというか、試掘というのは予測に係る重要なことなので、先んじて入れるというのは問題ないのですが、どちらかというと今日のニュアンスは、試掘調査というはっきりしたイメージよりは、おそらく府中市の教育委員会には今の法制度上は、調査する権限はあるので、府中市主体で確認調査といいますか、範囲確認調査みた

いなことはできるので、遺跡の範囲を指定ということなのですが、しかし、本調査というのは基本的に、記録保存というのは、地下の例えば掘削範囲がある程度定まっていて、開発範囲が「ここは壊されてしまうからやるんだよ」みたいなことがあるので、その辺で流れの整理は少ししないと、アセスメントをするタイミングとの整合が、これは今取れている状態なのかというのがやや心配な部分がありますので、こういうやり方もあるのかなと思いつつも、こういうことをずっとやるようになりますと、アセスメントがある程度決まるというか、ある程度合意する前に史跡のほうはどんどん動き始める。それは開発を前提とした地下掘削が行われるみたいになるような懸念も少しあります。

ケース・バイ・ケースは認めつつも、やり方として、これはこれで、タイミングは大丈夫かというようなところを、制度上の確認をいただければと思います。

事務局のほうにお願いという形ですが、こういうケースはありますし、試掘は私もここでだと思っているように、早く入れるというのはいいことだとは思いつつも質問というか、確認です。

○石井アセスメント担当課長 事務局からお答えします。

この案件の前に、もともと計画がございまして、平成27年に一度、環境影響評価調査計画書という形で出ている案件でございまして、それをもう一度別の会社として行っているという形のものとございます。

なので、以前の段階のところで試掘を始めているという案件でございまして、改めてもう一度確認をしているというような案件でございまして。

これで答えになっていますでしょうか。

○水本委員 試掘調査というのは、そこに遺跡がありやなしやという調査なので、ある意味、何時でもというか、テストとして入れるというのは、ここに遺跡があるのかという早期確認ということになると思いますが、本格調査というのは、それを認めるというのは、仕方なくというニュアンスが多分にありまして、なぜ認められるのかというと、その範囲が地下掘削が行われる範囲であって、遺跡が壊されてしまうから、本来は残したいのだけれども、残すこともかなわないというところに、そういう脈絡の中でそういう対応も取ることができるよみたいな意味があります。

ですので、試し掘り、早期確認というのはいいと思うのですが、そこから先に本格調査へ展開するということで、かなり、今回は動きを逐次府中市と確認しながらということなのですが、本来いい流れとは言いがたい部分もありまして、しかしながら、府中市自体も

しっかりチェックするということと、今回三井不動産さんもそこも承知しながら、その流れを確認しながらという双方の信頼と、しっかりしたところをまた信じるみたいにせざるを得ないみたいな感じになりますので、これがだから、既にあるような状態というのはあまりよくないかなというふうに、私のほうでは思っております。

ですので、アセスとの関係においては少し整理しておいたほうがいいのかと思います。この1件をどうするとかではなくて、制度的にどのように考えるのかという考え方を、少し整理してもいいかなと思います。

そこはまた、事務局の方と私のほうでのお話をさせていただければいいかなと思います。この1つの件というよりも、こういう方法についてということ。

○石井アセスメント担当課長 分かりました。それでは、先生とやり取りをさせていただきたいと思います。

○柳会長 それでは、横田委員、どうぞ。

○横田委員 水本委員の意見に関連するかどうかと思うので、事務局にちょっとお願いしたいのですが、かなり熟度の低いレベルでの調査計画書が出てくることがある要因として、調査計画書に書く調査の内容にかなり文献調査の未達成な部分が入っているのではないかと思います。

それは、本来であれば計画段階において十分な評価をしたものを調査計画書として練り上げる必要があるにもかかわらず、事後に追加的に文献調査と現地確認をすることで調査計画書の精度を段階的に高めていくというような考え方に、事業者がなっているのではないかと。

それはやはり、熟度だけではなくて、事業者そのものの取組み方の段階的な遅れを招きかねない話だと思うので、これに関しては一度、制度的なことを整理していただきたいと思うのは、やはり計画段階配慮を民間の取組みでどの次元まで求めるのかというようなことを、条例の立てつけの今後の在り方として少し検討いただくような機会が持たれることが望ましいのではないかと、私は思いました。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

制度的には、計画段階の環境配慮というのは、東京都の条例では民間企業に今のところ義務づけてはいないのですよね。

ですから、それはあくまで自発的にやっていただくように、本来であれば事務局から指

導をするということが望ましいのですが、事業者全体に民間事業についても計画段階配慮をちゃんとやりなさいということであれば、条例改正をしないと今のところは難しい状態にあるかなと思っております。

この点が、ほかのいろいろと、今までの事業でも、なぜ計画段階でもっとしっかり配慮できないのかと。東京都の事業だったら当然やらなければいけないのですが、民間事業にまでそれを及ぼしていないというところが、制度的な課題に今なっているということだと思います、。当審議会でそのことをはっきり決めるというわけにいかないなので、問題提起はできると思いますが、なかなかそこは悩ましいところかなと私は思っております。

でも、そういう意見が最近のいろいろな案件で「もっと早い段階でやったらこんなに苦労しなくていいのではないか」と思っておられる方は多いと思いますので、事務局はその点をしっかり受け止めて、何らかのアクションを起こすように努めていただければと、個人的には思っております。

ありがとうございました。

それでは、本日の審議会ですが、これで終わりたいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は、退出ボタンを押して退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

(午前11時39分)